

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 1 7 日

中国経済産業局長 實國 慎一 殿

益田市長 山本浩章

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

別紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

益田市の人口は、令和 7 年 1 月 31 日付住民基本台帳で 42,895 人となっており、令和 12 年には 39,623 人まで減少すると見込まれている。また、年齢構成においても、老年人口割合は令和 7 年 1 月に 39.7%となっており、令和 12 年には 40.4%と更に高齢化が加速する見込みである。今後、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、企業等への人材不足の影響が見込まれる。労働力率の低下が予測される中、労働生産性の維持・向上が求められる。

益田市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地しており、その産業形態を就業人口割合でみると、第 1 次産業が 7.6%、第 2 次産業が 20.8%、第 3 次産業が 71.6%となっている。また本市は全体面積で 42.8ha の広大な臨空工業団地を有しており、団地立地企業の生産性も高く、本市の主要産業である製造業を牽引している。

益田市において、市内企業の 9 割以上を占める中小企業は本市の経済を支え、多くの雇用を生み、地域の活性化にとって不可欠な担い手である。しかし、市内の中小企業を取り巻く環境は、大企業以上の人材不足問題、少子高齢化に伴う次世代後継者の不足問題など、今後も事業を継続するにあたりさまざまな課題を抱えている。

(2) 目標

中小企業が抱える課題に対応するためには域内の中小企業の抜本的な生産性の向上が必要である。よって、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

また、認定経営革新等支援機関を始めとする支援機関との連携をはかり、市内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、計画策定中に 10 件程度の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の年率 3%以上向上を目標とする。

2 先端設備等の種類

益田市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実

現する必要がある。したがって、本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、区域に偏りなく広く中小企業の生産性向上を実現するため、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画の対象業種及び対象事業は、多様な産業の生産性向上を実現するため、市内におけるすべての業種及び事業等とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。